

中小企業の皆さんへ（土幌町からのお知らせ）

中小企業支援策について

町内の商工業などの中小企業者の皆さまを支援するため、土幌町では平成20年12月から各種の緊急的中小企業支援策を実施していますが、現下の経済情勢を勘案し、利子補給及び信用保証料補給制度の緊急対策を、令和1年度に引き続き更に1年間延長することといたしました。

ただし、**利子及び信用保証料補給制度の対象融資金額は、1,500万円までとします。**

1 利子補給制度の充実

従来は、一定の利率を超える部分の1%以内の利子額相当分を助成していましたが、緊急的に**1%の利子額（* 利率が1%に満たないものは、利子額相当分）を助成**します。
(なお、助成期間は3年間とします。)

【緊急対策延長期間：令和2年4月1日以降借入分から適用し令和3年3月31日まで】

2 信用保証料補給制度の充実

従来は、信用保証協会に支払う信用保証料額の4分の3以内の額を助成していましたが、緊急的に**信用保証料額の全額を助成**します。

【緊急対策延長期間：令和2年4月1日以降借入分から適用し令和3年3月31日まで】

3 利子及び信用保証料補給制度に係る対象融資の拡大

従来の利子及び信用保証料補給制度の対象は、土幌町が行う融資制度だけでしたが、土幌町商工会を經由して融資申し込みを行った**日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)や北海道などの行う公的融資制度も対象に加えます。**

【制度改正時期：平成20年12月1日以降借入分から適用】

4 小規模企業者に対する円滑な資金供給制度の導入

従来の信用保証協会の保証付き融資については、貸し倒れが発生した場合、信用保証協会が損失を100%負担してきましたが、国の信用補完制度において「責任共有制度」が開始され、金融機関が20%部分の損失を負担し、信用保証協会は80%の負担割合となっています。

この責任共有制度の導入に併せて、小規模企業者の方々向けに設けられた全国統一保証制度である**「小口零細企業保証制度」を導入して信用保証協会の損失保証割合を100%とし、小規模企業者に対する円滑な資金供給を図ります。**

●ご利用いただける方

従業員数20人以下(商業またはサービス業の方は従業員数5人以下)

※中小企業信用保険法第2条第3項に定める「小規模企業者」の方が対象

【制度改正時期：平成20年12月1日以降借入分から適用】

※融資に関するご相談は、土幌町商工会(☎2614)で受けております。

お問い合わせ先 産業振興グループ(コミセン内 ☎5213)